○武蔵野大学看護学部任期制専任教員規程

（平成１８年４月１日）

改正　平成２５年　４月　１日　　平成２６年　４月　１日

第１条　この規程は、大学教員等の任期に関する法律第５条及び武蔵野大学看護学部就業規則第７条第２項に基づき、任期制教員に関する事項を定めることを目的とする。

第２条　任期は、３年以内とする。ただし、労働基準法第１４条第１項第１号に定める博士の学位を有する者等については、任期５年以内とすることがある。

２　前項の任期は、更新することができる。ただし、労働契約法第１８条に定める通算契約期間（非常勤を含む）が１０年を超えないものとする。また、任期更新は、定年制の専任教員の定年年齢である満６５歳に達した日の属する年度の末日までとする。

３　任期中又は任期満了後に本人の同意を得て定年制へ移行する場合がある。

４　任期更新又は定年制移行の判断については、次の基準を総合判断してその可否を決定する。

（１）　教育・研究組織又は教育課程の改編等により判断する。

（２）　任期中の教育・研究の業績により判断する。

（３）　任期中の勤務成績、態度又は職務能力向上の見込みにより判断する。

（４）　学校法人の経営状況により判断する。

５　任期を更新しない場合は、少なくとも任期満了する日の３０日前までに予告する。

第３条　給与、賞与及び退職金の支給については、別に定める。

第４条　この規程の改廃は、理事会が行う。

附　則

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

２　第２条第２項に定める労働契約は、平成２５年４月１日以降の契約から適用する。